昭和五十二年十二月三日第三種郵便物認可　毎月十八回一・二・三・五・六・七・の日発行
令和二年九月十五日発行　SSKP　通巻第7503号

SSKP 脊損ニュース 9月号

〒152－0034
東京都目黒区
緑が丘２－15－14
村上ビル102
(公社)全国脊髄損傷者連合会
電話(03)6421-4588

(公社)全国脊髄損傷者連合会
ホームページアドレス ＝https://www.zensekiren.jp/

▲塚越屋七兵衛

〒377-0102
群馬県渋川市伊香保町伊香保175－1

ＴＥＬ　０２７９－７２－３３１１
ＦＡＸ　０２７９－７２－３３１５
https://www.tsukagoshiya.jp

ユニバーサルルーム　３室
和洋室
１泊　２食付　１名につき
￥２３，０００～

※曜日、季節、天候によって変わります。
その他、お問い合わせください。
（情報提供　群馬県支部）

〈９月号目次〉

労災ＷＧ　情報提供
受給者実態調査踏まえて
最高限度額57％引き上げ …… 3
地域からの発信 …… 10
減災《減災意識をたかめる》…… 12
トピックス …… 14
万華鏡16・豪雨災害支援金のお願い … 17
組織部報告・編集後記 …… 18
全脊連支部所在地一覧 …… 19

1977.12.3 第3種郵便物認可
(発行日)2020.9.15 SSKP 通巻第7503号

快適床ずれ予防マット

業界で唯一
シリコンファイバーを使用

ソフタッチユーホー

ソフタッチユーホーベッドマット

汗をかいてもムレずに寝心地抜群！

◆ 高い吸汗性と通気性で寝心地は常にさらさら！
◆ 安眠布団としても最適！

※ セミダブル・ダブルもあります。
※『労働災害補償保険』対象商品です。
詳しくはお問い合わせください。

シングル
74,800円(税込)

【中綿】シリコンファイバー100%
【側地】表面：綿35%・ポリエステル65%（抗菌加工）/ 裏面：ナイロン100%

ソフタッチユーホー車椅子パッド

長時間座ってもムレを防いで座り心地最高！

◆ 暑さがつらい外出時でも汗をすばやく吸収するため快適！

レギュラー・ハード
15,400円(税込)

※ 長×幅×厚(cm)：【レギュラータイプ】41×46×8　【ハードタイプ】39×39×8
※「車椅子パッド」は座布団、背あて、腰あてとしてもお使いになれます。
※ 運動選手の方など、80kg以上の方用にハードタイプもご用意しております。

アームチェアパッド
31,900円（税込）

2個1組セット

かかとパッド
11,000円（税込）

シリコンファイバーとは

床ずれ予防用具として最適な素材!!
高い通気性で汗をかいてもムレずに快適!!

「シリコンファイバー」の特長

- ＮＡＳＡでロケット発射時の暖衝材として開発
- 体圧分散効果と通気性に優れ、床ずれ予防に最適
- 繊維間の摩擦が非常に少なく、適度な弾力性

床ずれ対策に併せてオススメ!!

肌改善サプリメント **シスコラも販売中！**

4箱以上セットのご注文の場合は、送料無料で更にお得!!

メーカー販売価格 4,104円（税込）

商品のお申し込み・お問い合わせはこちらまでご連絡ください。（WEBサイト・メールでも受付可能）

☎ **03-3377-2361**

日本ヘルスケア株式会社
〒151-0073 東京都渋谷区笹塚2-21-12

WEBサイト https://www.jhckk.co.jp　MAIL jhc@jhckk.co.jp　FAX 03-3377-2214　営業時間 月曜～金曜 9:00～17:30

労災WG …… 情報提供

受給者実態調査踏まえて 最高限度額57%引き上げ

せき損被害者らの長年の努力実る
介護（補償給付）22年ぶりの見直し

労災ワーキンググループが主力となって、厚労省に対し要望活動を続けてきた。どのような経過をふまえ、何を訴えてきたか、どのように反映されてきたか、安全センター情報誌からその実績を検証する。

労災保険の介護（補償）給付（業務災害の場合は介護補償給付、通勤災害の場合は介護給付）は、1995年の労災保険法改正によって、1996年４月１日に創設された。

1994年12月16日の労災保険審議会の建議は、「重度被災労働者の介護に要した費用を補填するため、現行の労働福祉事業における介護料を新たな保険給付として位置づけるとともに、支給対象者の拡大及び支給額の引上げを図る」として、「介護（補償）給付の新設」を建議した。改正労災保険法の施行通達（平成８年３月１日付け基発第95号）は、次のように説明している。

「高齢化、核家族化等により、重度被災労働者は家庭で十分な介護を受けることが困難になってきていることから、民間事業者等から介護サービスを受ける必要性が一層高まり、その費用負担が増大するおそれがある。

他方、近年の人身傷害に係る民事損害賠償の状況をみると、重度の障害を負った者の介護に当たっている親族等による介護労働に対する金銭的な評価は高額化しており、慰謝料を上回り、逸失利益に匹敵する例も少なくないなど、損害額算定の重要な要素とされてきている。

また、ILO第121号勧告においては、常時他人の介護を要する場合においては、その援助又は付添いのための合理的な費用を支払うための措置がとられるべきであるとされている。

以上の状況を踏まえ、 労働災害によって被った損害の補填を行うという労災保険制度の本来の趣旨にかんがみると、労働災害の結果として、労働者が介護を擁する状態となり、それによって生じた介護を受けることに伴う費用の支出等の損害については、単なる附帯事業としてではなく、労災保険で当然に填補すべき損害として位置付けて給付を行うことが適当であるとの考えにより、保険給付として介護補償給付及び介護給付を創設することとされたものである。」

労働福祉事業（現在は社会復帰促進等事業と改称されている）としての援護措置から、権利としての保険給付に変わったわけであるが、残念ながら、労働災害の結果として介護を要する状態となった労働者すべてに対して、それによって生じた介護を受けることに伴う費用の支出等の損害のすべてを補償するものではなかった。

労働福祉事業としての介護料は、①障害（補償）年金または傷病（補償）年金の受給者で障害・傷病等級が第１級の者のうち、②精神神経障害（主にせき損）または胸腹部臓器障害（主にじん肺）により常に介護を必要とし、③現に自宅において介護を受けている者が対象とされ、支給額は、一律定額月額56,500円、上限額月額104,180円（1995年度）…１か月につき一律定額で56,500円、その月において介護に要する費用として支出された費用の額が56,500円を超える場合は、104,180円を上限としてその支出された費用の額であった。

1996年に創設された介護（補償）給付は、障害（補償）年金または傷病（補償）年金の受給者のうち障害・傷病等級が第１級の者

1977.12.3 第３種郵便物認可
（発行日）2020.9.15 SSKP 通巻第7503号

と、第２級の精神神経または胸腹部臓器の障害を有している者であって、常時または随時介護を要する状態にあり、かつ、常時または随時介護を受けている者が対象とされた。精神神経・胸腹部臓器障害の障害・傷病等級第１級の者から、第１級の者全員及び精神神経・胸腹部臓器障害の障害・傷病等級第２級の者へと、また、常時介護の場合だけから、随時介護の場合も含まれるように、拡大されたわけである。

なお、病院等に入院または身体障碍者支援施設等に入所している間は支給されない一方で、有料の民間介護サービス等を受けている場合だけでなく、費用を支出していなくとも現に親族等による介護を受けている場合も「介護を受けている」ものとされる。介護に要する費用とは、介護人（被介護者の配偶者、直系血族及び同居の親族を除く）に対して支払った賃金、日当、謝金、交通費等をいう。

精神神経・胸腹部臓器障害の場合、障害・傷病等級表であらかじめ、第１級は「常に介護を要するもの」、第２級は「随時介護を要するもの」が要件として定められているので、第１級は常時介護、第２級は随時介護に自動的に区分される。

その他の障害で障害・傷病等級第１級の場合は、以下の区分に該当するもので常に介護を要する者が常時介護、該当しないもので随時介護を要する者が随時介護に区分されることとされた。

①両目が失明する（障害・傷病等級第１級）とともに、障害・傷病等級第１級・第２級の障害を有する者

②両上肢の用を廃しまたはひじ関節以上で失う（障害・傷病等級第１級）とともに、次の障害を有する者
- ・両上肢の用を全廃している者（障害・傷病等級第１級）
- ・両下肢をひざ関節以上で失った者（障害・傷病等級第１級）
- ・両下肢を足関節以上で失った者（障害・傷病等級第２級）

③両上肢を腕関節以上で失う（障害・傷病等級第２級）とともに、両下肢の用を全廃しまたはひざ関節以上で失った者（障害・傷病等級第１級）

④その他これらと同程度以上の介護を要する者（この場合には、厚生労働省に設置する医師等により構成する検討会において必要に応じて検討するものとされる）

これは、施行通達で、「ＡＤＬ（日常生活動作能力）基準に基づき、介護を要する状態を区分」したものと説明されている。

支給額は、月を単位として、その月に費用を支出して介護を受けた日がない場合または介護に要する費用として支出された費用の額が最低保障額に満たない場合であって、親族等による介護を受けた日がある場合には最低保障額が支給され、その月に介護に要する費用として支出された額が最低限度額を超えるときはその支出された額とされるが、最高限度額を超えるときは最高限度額が支給される。

具体的な支給額は、原爆被爆者特別措置法の介護手当、特別児童扶養手当法の特別障害者手当、公害健康被害補償法の障害補償費の介護加算、予防接種法の障害者加算の介護人をつけるための費用等の制度が参考にしたものとされたが、最高限度額については、これらのなかでもっとも高かった原爆被爆者に対する介護手当の上限額と同水準とされたという。また、メリット制の算定の対象となり、人事院の国家公務員の給与勧告率に合わせて改定されてきた。

制度創設時→2018年度時点における支給額は以下のとおりである。

常時介護－最低保障額57,050円→57,190円、最高限度額105,080円→105,290円

随時介護－最低保障額28,530円→28,600円、最高限度額52,540円→52,650円

この支給額の微増以外、労災保険の介護（補償）給付は20年、見直しが行われてこなかった。

介護保険法が制定されたのは1997年…労災保険介護（補償）給付創設の翌年だった。

介護保険法第20条は「他の法令による給付との調整」について定め、「介護給付等は、当該要介護状態等につき、労災保険法の規定による療養（補償）給付その他の法令に基づく給付であって政令で定めるもののうち介護給付等に相当するものを受けることができるときは政令で定める限度において、又は当該政令で定める給付以外の給付であって国若しくは地方公共団体の負担において介護給付等に相当するものが行われたときはその限度において、行わない」としている。

労災保険が介護保険より「優先」されるとともに、「併用」が可能…介護費用の支出が労災保険の介護（補償）給付の上限額を超えた場合に、利用額が介護保険給付額の範囲内であれば、差額分が介護保険から支給されることになるということである。

現行の介護（補償）給付の受給者の大半はせき損者であり、全国脊髄損傷者連合会は長年、その見直しを求めてきた。2014年に全国労働安全衛生センター連絡会議の古谷杉郎事務局長が同連合会の理事に加わり、翌年からしばらく途絶えていた労災保険関連の要望も毎年の厚生労働省交渉のなかで取り上げられるようになったのだが、介護（補償）給付の見直しが当初から会員がもっとも期待する要望事項であった。

最初の2015年の対応は、当初「他制度との均衡を失することになるので見直しは困難」ということであったが、連合会が強く迫って、「実態の把握・理解に努め、何ができるか検討してみたい」という回答を引き出した。

しかし、2016年の回答は、以下のとおりだった。

「昨年度、連合会からの要望をお聞きした後、介護補償給付の受給者の推移と、その中に占めるせき損の方の人数について調査を行いました。調査の結果、平成26年度においては、

○介護補償給付の受給者全体8,962人のうち、せき損の方は3,226人、割合にすると約36.4％になっていること

○その内訳をみますと

・常時介護の方については、全体が6,255人、うち、せき損の方が2,704人（割合は43.2％）

・随時介護の方については、全体が2,707人、うち、せき損の方が562人（割合は20.7％）

となっており、常時介護の方の割合が多いことが確認できたところです。

現行の労災保険法上で常時介護についてみると、介護補償給付の最高限度額（104,950円）は、障害を有する者の介護に要した費用を支給する他の制度のうち最も高水準である原爆被爆者援護法による介護給付と同等の水準としており、また、最低保障額（57,030円）は、原爆被爆者援護法の最低保障額（21,900円）よりも高い水準としており、他の制度の介護給付との均衡を考慮した上で最大限の対応を行っているところです。

これらを踏まえた上で、さらに介護補償給付の額を引き上げることについては、

・他の制度との均衡を失することとなる

・財政上の制約がある

といった課題があり、対応が困難であることをご理解ください。」

予想どおり壁は厚かったが、連合会は大濱副代表理事（現代表）が先頭にたって、毎年交渉前に厚生労働省労働基準局長に面会して直接要望を伝え、交渉時には出席した各理事らが実態を訴え、また、関係する政治家への働きかけ等々を精力的に重ねた。2017年５月18日の参議院厚生労働委員会では木村義男議員（自民党）が、労災保険介護（補償）給付の見直しと介護保険における現金給付の導入等を迫っている。

その結果2017年には、介護（補償）給付受給者に対するアンケート調査を実施するという回答を引き出した。

1977.12.3 第3種郵便物認可
(発行日)2020.9.15 SSKP 通巻第7503号

これは、2017年３月31日時点で介護（補償）給付を受給されている方（10,549人）を対象に、同年10月13日から11月９日にかけて実施された。

連合会に知らされた調査結果の概要は、有効回答者が2,701人（有効回答率25.6％…常時介護58.2％、随時介護41.2％）で、障害別の内訳では、せき髄損傷が63.6％ともっとも多かった。

「介護給付費だけで介護費用をまかなえない場合の負担状況」を聞いたところでは、常時介護の410人の回答者のうち、自己負担なし（全額介護保険や障害福祉から負担）16.3％、一部自己負担あり（一部介護保険や障害福祉から負担）59.3％、全額自己負担20.0％、その他4.1％、複数回答0.2％、随時介護の240人の回答者では、同じ順で、各々25.0％、57.9％、15.8％、1.3％、0.0％。

「介護サービスを利用していない理由」については、常時介護の494人の回答者のうち、家族で面倒を見たいから36.2％、本人が家族以外の介護を希望しないから45.1％、介護サービスを利用すると自己負担が発生するから5.7％、その他8.5％、複数回答4.5％。随時介護の240人の回答者では、同じ順で、各々41.0％、38.7％、4.8％、11.6％、3.9％。

「介護に要する費用（月額）」の状況は、下図のとおりという結果だった。

連合会の強い要望で設けられた「自由記載欄」には、記載された内容は以下のようであった（合計2,066件）。

・現状に満足、御礼のコメント…13.9％
・現在の生活に対する不満や将来の不安…12.5％
・今は受けていないが、将来介護サービスを受けるつもりである…4.9％
・介護（補償）給付を上げて欲しい、給付額が足りていない…16.7％
・障害（補償）年金額を上げて欲しい…0.3％
・ケアプラザを増設してほしい、入居枠を増加してほしい…2.5％
・短期入所できる施設を増加してほしい…0.8％

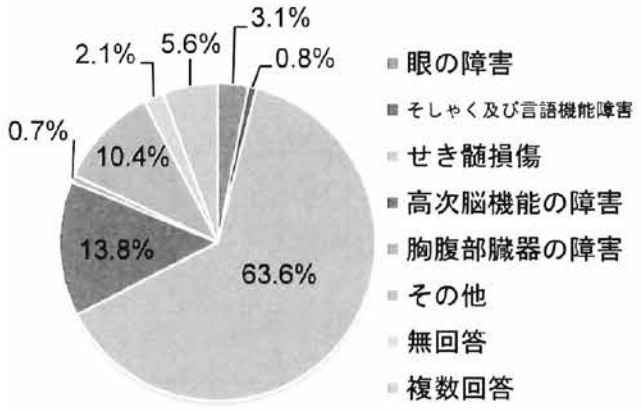

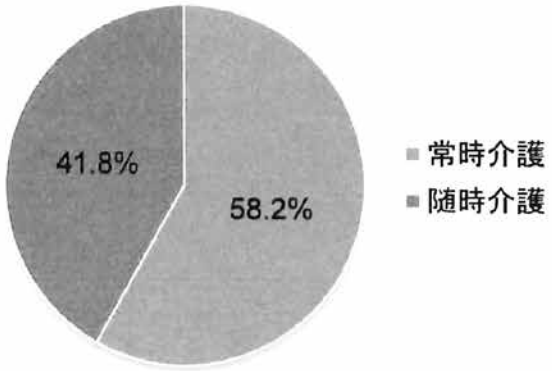

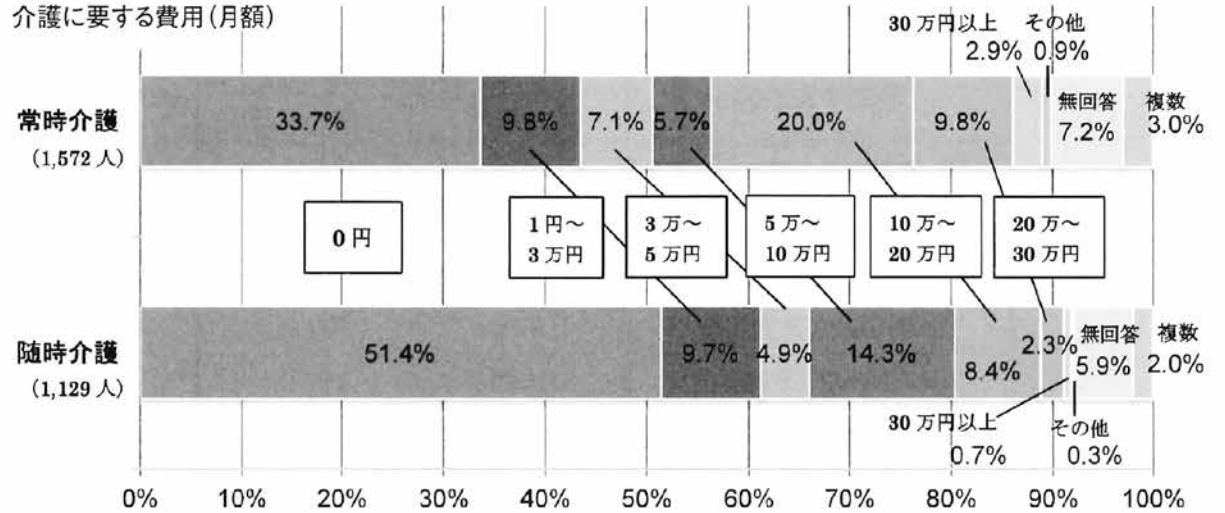

・利用できる介護施設が近隣に無い…2.7%
・介護（補償）給付の請求手続をもっと簡易にしてほしい…2.6%
・消耗品等の購入に充てる給付金を支給してほしい…2.0%
・介護タクシー等の費用を支給してほしい…0.8%
・介護をしてくれる家族にも補償をしてほしい…0.9%
・療養（補償）給付の内容（治療費、移送費等）に対するご意見…0.5%
・介護サービスの内容に対するご意見…7.2%
・その他（現状報告、受給者の死亡報告、特になし等）…31.7%

2018年、「調査結果を踏まえた検討状況を知らせていただくとともに、可及的速やかに改善を実施していただきたい」という要望に対する回答は、以下のとおりであった。

「2017年３月31日時点で介護（補償）給付を受給されている方にご協力いただき、昨年『労災保険制度における介護（補償）給付に関する状況調査』を実施しました。

当調査によれば、実態として、

・現在の最高限度額では介護費用をまかなえない方が相当数存在すること
・最高限度額付近の介護費用を支出している方から、額を引き上げてほしいとの意見を相当数いただいたこと
・最高限度額の設定水準が原因で、介護サービスの利用を諦めている方が相当数存在すること
・最低保障額について、家族介護を行っている方から額を引き上げてほしいとの意見が相当数あること

を把握しました。

最高限度額、最低保障額ともに、アンケート結果を踏まえ、現行の計算方法を見直し、金額を引き上げる方向で検討しているところです。

今後、財務省との調整や労働政策審議会労働条件分科会労災保険部会での議論等を経て平成31年４月に施行できるよう、引き続き対応してまいります。」

結果的に、2019年３月11日の第74回労働政策審議会労働条件分科会労災保険部会に、介護（補償）給付の最高限度額及び最低保障額の引上げを行う労災保険法施行規則等の一部を改正する省令案要綱が諮問され、「妥当と認める」とされて、審議会から厚生労働大臣にその旨答申された。

改正労災保険法施行規則は４月１日に公布され、４月１日に施行された。この結果、介護（補償）給付の支給額は以下のように改訂された。

常時介護－最低保障額57,190円→70,790円（23.8％増）、最高限度額105,290円→165,150円（56.9％増）

随時介護－最低保障額28,600円→35,400円（23.8％増）、最高限度額52,650円→82,580円（56.9％増）

労災保険分科会に対しては、以下のような説明がなされている。

「これまで、最高限度額については介護費用の実費補填という観点から、臨時職員を採用する際の政府統一単価を参考に算定し、最低保障額については被災労働者が介護を要する状態にならなければ親族等が獲得できたであろう賃金の保障という観点から、女子パート労働者の平均賃金を参考に算定し、それぞれ人事院勧告に基づく国家公務員給与のベア率の変動に応じて見直しを行ってきた。」

「平成29年度に実施した『労災保険制度における介護（補償）給付に関する状況調査』において、現在の最高限度額では介護費用をまかなえない方が相当数存在することが明らかになったこと等から、最高限度額については特別養護老人ホームの介護職員の平均基本給を参考に、最低保障額については最低賃金の全国加重平均を参考にして見直すこととしたい。」

従来の見直し方法に関する説明は、連合会とのやりとりの経過の途中から示されてきたのだが、原爆被爆者援護法による制度等を参考にしたというそれ以前の説明とは異なり、常時介護について以下のようなものである（随時介護の場合は１／２）。

1977.12.3 第３種郵便物認可
（発行日）2020.9.15 SSKP 通巻第7503号

（旧）最高限度額＝賃金職員政府統一単価／日※１×30※２×1/2※３×1.5※４

※１　毎年予算作成時に主計局担当部局で臨時職員を採用する際用いた単価

※２　１月当たり介護日数。常時介護のため30日と仮定

※３　介護従事者が１日に行える介護を２人と仮定したときの、被介護者１人当たりの賃金分

※４　常時介護による労働時間の長期化に伴う増額分

（旧）最低保障額＝女子パート労働者の平均賃金※１×93※２

※１　平成７（1995）年賃金構造統計基本調査による女子パート労働者の１時間当たり平均賃金（＝601円）

※２　労災年金受給者における他人介護の場合の１月当たりの介護時間（平均19.8日、4.7時間）
（財）労災ケアセンター調査（平成２年11月）による関東甲信越地区居住者で千葉労災特別介護施設に入居を希望する者のうち、主たる介護が他人である者について他人に介護してもらう平均時間数

これに対して、改正後の計算方法は、連合会に示された説明によれば、以下のとおりである。

（新）最高限度額＝特別養護老人ホームの介護職員の平均基本給※１×30※２×1/2※３×1.5※４

※１　平成29年度介護従事者処遇状況調査（7,340円）

※２　１月当たり介護日数。常時介護のため30日と仮定

※３　介護従事者が１日に行える介護を２人と仮定したときの、被介護者１人当たりの賃金分

※４　常時介護による労働時間の長期化に伴う増額分

具体的計算　7,340×1/2×1.5×30＝165,150円

（新）最低保障額＝最低賃金の全国加重平均×30※１×2.7※２

※１　１月当たり介護日数。「常時介護を要する者」のため

※２　１日当たり介護時間。特別養護老人ホームの人員配置基準が、要介護者：看護・介護職員＝３：１であり、１日３交代制とすると、看護・介護職員１人で24時間延べ９人の要介護者の介護を行っていることになる。つまり、１人の要介護者は１人の介護従事者から１日最低2.7時間（24時間÷９）の介護サービスを受ける必要があるとみなすもの。

具体的計算　823×30×2.7＝66,663円

今回の最高限度額・最低保障額の引き上げは、全国脊髄損傷者連合会の長年の努力の成果であり、受給者にとっては朗報である。しかし、労働災害の結果として介護を要する状態となった労働者すべてを対象にし、また、それによって生じた介護を受けることに伴う費用の支出等の損害のすべてを補償するものにはまだなってはいないことも指摘しておかなければならない。

全国安全センター「情報公開推進局」
http://joshrc.org/~open/

労災ワーキンググループの活動紹介

被災労働者と家族の援護、労災補償に関する相談・援助事業

【事業報告案】

平成31年度の厚生労働省交渉にあたっては、まず、①毎月勤労統計の不適切取り扱いに関連して、対象となるせき損者またはその遺族に対する追加給付の状況について説明を求めるとともに、未給付の者への早期対処を促しました。この問題は山形県大会でも取り上げられました。

また、②せき損者が死亡した場合の遺族（補償）給付の取扱いの見直し、及び、③せき損者の傷病（補償）年金への移行の促進を要望しました。

②については、介護（補償）給付の見直しに続く次の最重要課題と位置づけ、遺族（補償）給付の取り扱いの抜本的な見直しの検討を求めていきます。「亡くなられた方で認められたものとそうでないものの実態の把握と分析からスタートせざるを得ない」という対応ですが、「この際、せき損者が死亡した場合の遺族（補償）給付の取扱いについては、厚生年金において、１・２級の厚生年金を受けられる者が死亡したときには、遺族年金の支給要件が認められるのと同様の抜本的な見直しを検討されたい」と提起したところです。

なお、古谷理事が役員・会員、会員以外のせき損者・家族からの相談に対応しています。必要に応じて、審査請求等の代理人を務めたり、同理事が事務局長を務める全国労働安全衛生センター連絡会議加盟の地域安全センターによる支援につなげたりもしています。

ワーキンググループは残念ながらメンバーが増えず機能していない状況です。

【事業計画案】

以下において相談を受け付けます。一般の方からの相談も受け付けているので、相談する際に「連合会の会員」またはその家族である旨を知らせるよう勧めてください。また、相談・援助の充実に役立てられるよう、具体的事例についての情報の収集も行っていますので、ご協力をよろしくお願いします。

全国労働安全衛生センター連絡会議（略称・全国安全センター）
事務局長　古谷杉郎
〒136-0071　東京都江東区亀戸7-10-1
Zビル５階
TEL(03)3636-3882　FAX(03)3636-3881
Eメール　2009aban@gmail.com

支部・ブロックからの講師派遣等の要請にも対応します。

連合会の要望を踏まえて示された2015年12月22日付け厚生労働省労働基準局補償課長通達の趣旨を周知・徹底させ、要件に該当するものが確実かつスムーズに傷病（補償）年金に移行できるよう促進していきます。また、介護（補償）給付の最高限度額・最低限度額の引き上げ、毎月勤労統計不適切調査による追加給付、通院費等の新たな動きについても、適時必要な情報等をお届けできるよう努めていきます。各ブロック・支部においても、周知を図るとともに、問題の把握に努めていただくようお願いします。

また、今年度も労災補償問題に関する数項目を取り上げて、厚生労働省に要望を行っていきたいと思います。とりわけ、遺族（補償）給付の取り扱いの抜本的な見直しの検討を強く求めていきます。

1977.12.3 第3種郵便物認可
(発行日)2020.9.15 SSKP 通巻第7503号

地域からの発信

～ 主張・意見・異議・オブジェクション ～

孤立、分断　―　融合の道をさぐる

山形県支部（前福島県支部）　半谷　克弘

一向に収まる気配を見せない新型コロナウイルスの感染拡大で、人々の不安やイライラが募り、自粛警察なる者が出没している。

自粛警察とはウィキペディアによると、**【緊急事態宣言に伴う行政による外出や営業などの自粛要請に応じない個人や商店などに対して、偏った正義感や嫉妬心、不安感などから私的に取り締まりや攻撃を行う一般市民やその行為】**と説明している。

青森県では、東京から帰省してきた人の家の敷地内にビラが投げ込まれ、そこには「なんでこの時期に東京から来るのですか？……さっさと帰ってください!!　皆の迷惑になります」と不安に端を発した感染者への誹謗中傷が書き込まれていた。この方は、帰省直前にＰＣＲ検査を受けており、結果は陰性だったという。

原発事故で全国に避難した人たちも同じような迫害を受けた例がある。被曝しているという理由で、避難所に入れてもらえなかったのだ。これは、放射線に対する無知から生じた不安が原因であろう。

それぞれの避難先でひっそりと隠れるように生活していても、普段見かけない「いわきナンバー」の車は、原発避難者だとすぐ分かる。多くの人たちが車のドアミラーをへし折られたり傷を付けられたり、故郷から離れた場所に土地を求めやっとの思いで新築したものの、地域住民から引っ越しを拒否され、泣く泣く仮設住宅に戻った例、新居に引っ越したまでは良かったけれど、塀に原発御殿と落書きされたり、引っ越しの挨拶として近所に配ったタオルが、翌朝玄関にすべて戻ってきた例等々数知れず。

また、ＳＮＳ等では、原発避難民が来たおかげで、道路が混む、スーパーが混む、病院が混む。迷惑だ、帰れ!!　あいつらは仕事もしないで毎日パチンコ三昧、高級牛肉やマグロの大トロを買い漁り、高級ウイスキーを飲み、週末にはエステ通い、月末には家族で温泉旅行、と悪態の羅列。

原発事故を起こしたのは私たちではない。怒りの矛先をなぜ被災者に向けなければならないのか。

ピアサポートで見えてくること

大阪府支部　理事　ピアサポート担当　井上　郁子

大阪脊髄損傷者協会では、独自の取り組みとしてピアサポート活動を行っています。

ピアサポートとは同じ障害を持った当事者同士で、先に脊髄損傷という障害を負った当事者が、後で脊髄損傷になった当事者に、工夫していることや注意点、情報提供などをすることです。

簡単に言えば、先に脊髄損傷という障害を負った脊損の先輩が、後から脊髄損傷という障害を負った脊損の後輩に、脊髄損傷となった身体との付き合い方やケアの方法、車いす操作や移乗方法、クッションなどの褥瘡予防グッズの使い方や工夫していること、その他様々な情報などを伝えたりしています。

昔は脊損専門病院があり、入院期間も長かったことから入院中に脊損の仲間ができ、いろいろなことを見たり聞いたりしながら自立していくことが出来ました。脊損は専門性の高い障害であり、障害レベルも様々です。

入院期間が短期化している今、自分の身体の取り扱い方も判らないまま在宅生活となる方が多く、ピアサポートを必要としている当事者は多いのではと思います。

本協会に連絡をくださる方のほとんどの方がおっしゃられるのは「脊髄損傷者の方とあったことがない」ということです。

当事者と話がしたい、自己管理方法や日常生活の話、解決方法がなくても当事者同士でのあるある話がしたいとおっしゃられます。

もう一つ、大きな問題があります。
それは精神疾患を併発されておられる脊髄損傷者の方についてです。

もともと精神疾患をお持ちで脊髄損傷になられた方から、脊髄損傷という障害を受け入れることが出来ず、精神疾患を併発された方など原因は様々です。

現状として、精神疾患を併発されておられる方の場合、リハビリを受けたくても受け入れ先がなく転院や退院を強いられ、脊髄損傷の専門的なリハビリを受けることが出来ないということが起きています。

これは現代社会の大きな問題ではないかと思います。どのような疾患を併発していても、必要なリハビリを受けることが出来ない、特に脊髄損傷という専門性の高い障害では、あってはならないことだと思います。

リハビリに格差があってはいけない。障害は重度になるほど精神的に参ってしまわれる方も少なくはないと想像できます。

だからこそ、精神疾患を併発されておられる方にも、必要とするリハビリを受けられるよう専門科医同士の連携が必要なのではと思っています。

1977.12.3 第3種郵便物認可
(発行日)2020.9.15 SSKP 通巻第7503号

減GENSAI災

《減災意識をたかめる》

「事前避難」未指定44%
南海トラフ 139市町村対象

内閣府は、南海トラフ巨大地震の可能性が高まった場合に出される臨時情報への対応状況を公表した。対象となる14都県139市町村のうち、44%に当たる12都県61市町村は4月1日時点で、津波に備えて1週間の避難が必要となる「事前避難対象地域」の指定を終えていなかった。今年3月末までの指定が求められていた。

内閣府は防災部局の人手不足などが理由と分析。「未指定の自治体を支援し、なるべく早い対応を求める」としている。

臨時情報は、東西に長い震源域の片側で地震が起きる「半割れ」が発生した場合などに気象庁が発表する。後発地震への備えを呼び掛けるのが狙い。複数ある臨時情報のうち、最も危険度の高い「巨大地震警戒」であれば、事前避難対象地域の住民は1週間の事前避難が求められる。

南海トラフ地震特措法は、短時間で大きな津波が押し寄せる地域がある139市町村を「津波避難特別強化地域」に指定。未指定61市町村の内訳は「2020年度中に指定」が47市町村、時期未定などが14市町村だった。

南海トラフ救援先を柔軟化
消防庁「半割れ」想定

総務省消防庁は、南海トラフ巨大地震が発生した際に全国から駆け付ける緊急消防援助隊の救援先について、各地の被害状況に応じて柔軟に配置するよう運用を見直した。これまでは都道府県ごとに派遣先を事前に決めていた。東西に長い想定震源域の片側で地震が起きる「半割れ」ケースも想定し、より被害の大きい地域へ素早く送り込む狙いがある。

南海トラフ地震では、甚大な被害が想定される静岡から宮崎までの太平洋沿岸10県を主な救援先に想定している。近接する19都府県は、地元の被害を確認し、被災地へ出動できる緊急援助隊の人数や装備などを把握。連絡を受けた消防庁が、各地の状況を見ながら派遣先を決めることとした。

沿岸10県から遠く、大きな被害が想定されない残る18道県のうち、17県の緊急援助隊は、原則として事前に決めた地域へ向かうが、被害状況に応じて変更する。北海道の救援先は、地震発生後に消防庁が決める。

「半割れ」によって時間差で発生する大地震への対応も新たに定めた。緊急援助隊の被災地への移動中や、現地での救援活動中に後発地震が発生した場合は、必要に応じて別の地域での活動を要請する。

緊急援助隊は、消防庁が各地の消防本部で活動する部隊を登録。資機材の整備を支援し、大規模災害時に出動を要請する。今年4月時点で6441隊が登録されており、昨年の台風19号や今年の7月豪雨でも出動した。

1日3リットル（1人）を3日分用意

地震災害時の応急給水は市や町が担うが、県営水道では地震災害時の飲料水確保のため、災害用指定配水地等に常時33万立方メートル以上の水を蓄え、地震発生からおおむね水道が復旧するまでの間、1人当たり約120リットルの水を提供する体制を取っている。しかし道路状況などにより給水車の運転に支障が発生する場合もある。家庭でも1人1日3リットル3日分を目安に飲料水を確保したい。なおポリ容器などにくみ置きするときには、

①密閉性のよい容器を選び、中をよく洗う
②容器に空気が残らないように水道水を入れて、しっかり密閉する

③日の当たらない涼しい場所で保管する
④保管した水は、４日（夏季）～10日（冬季）を目安に、洗濯や掃除に使うなどして交換する（ただし、浄水器を通した水は塩素による消毒効果がないため毎日交換）
の４点に注意が必要だ。

避難情報　来年見直し
勧告廃止、指示に一本化
住民のわかりやすさ重視

災害時に市町村長が発令する避難情報の見直しを巡り、政府・中央防災会議の検討部会は21日、警戒レベル４に位置付けている「避難勧告」を廃止し、同じレベル４の「避難指示」に一本化する方向で一致した。危険度の最も高い警戒レベル５として昨年創設した「災害発生情報」もなくし、代わりに緊急に安全確保を促す情報を検討する。スタートは来年の見込みで、情報の受け手である住民が分かりやすい体系へ転換を図る。

避難情報を巡っては、近年相次ぐ豪雨災害で高齢者らの逃げ遅れが問題になったことから、名称変更やガイドラインの改訂が重ねられてきた。今回は1961年の災害対策基本法制定以来の大幅な見直しとなるため、政府は法改正など必要な手続きを進め、来年の梅雨期からの実施を目指す。当面は従来通り避難勧告も運用する。

検討部会はこの日の中間まとめで、全国130市町村長へのアンケートで一定の理解が得られたことも踏まえ、避難勧告より切迫度の高い状況を意味する避難指示への一本化でほぼ合意した。理由について「避難のタイミングを明確にするため」「避難指示を廃止すると、指示まで避難しない人の逃げ遅れにつながりかねない」などと説明している。見直し後の運用では、現行の避難勧告発令のタイミングで避難指示を出すことになるという。

また、警戒レベル５の災害発生情報については、市町村が被害状況を即座に把握するのが難しく、運用できないケースがほとんどのため、災害直前の切迫した段階も含めた情報への変更を模索する。その名称や警戒レベルの位置付けなども含め、検討部会は引き続き議論を重ね、年内に最終的な報告を公表する方針だ。

座長の田中淳東大大学院特任教授は終了後、「段階的に情報を出したいという市町村長の意見もあり、そのあたりのバランスをどう取っていくかが今後の課題だ。警戒レベル５や３を含めトータルで情報を見直したい」と述べた。

「平成最悪」となった2018年の西日本豪雨を受けて警戒レベルが導入された現行の制度では、避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始という３段階の避難情報が警戒レベル４と３に区分されている。

しかし、この仕組みを活用して県内を含む多くの市町村が避難情報を出した昨年10月の台風19号後、市町村から「警戒レベル４に勧告と指示が位置付けられており、住民に分かりにくい」「そもそも勧告と指示の違いが住民に理解されていない」といった声が相次いだ。住民アンケートでも、勧告と指示の意味を正確に理解していた人は２割弱にとどまっていた。

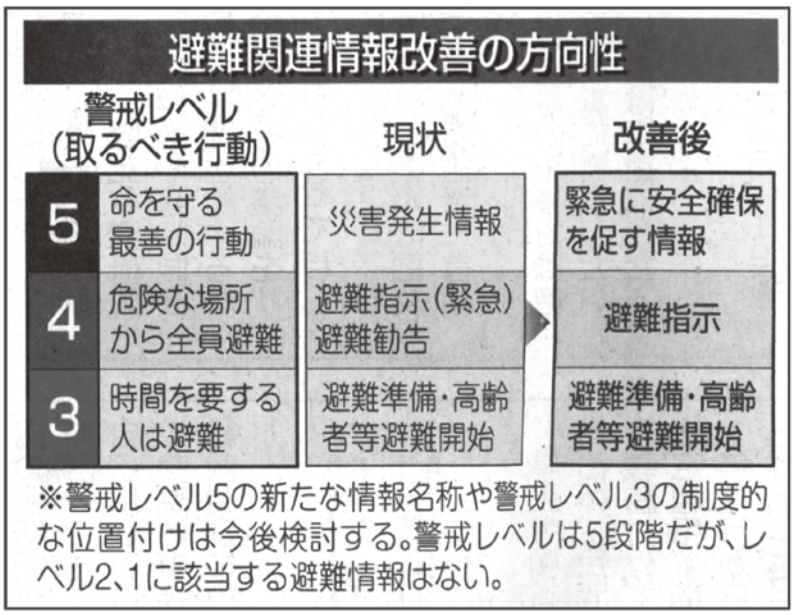

1977.12.3 第3種郵便物認可
(発行日)2020.9.15 SSKP 通巻第7503号

東海道新幹線　五輪までに車いす６席

赤羽一嘉交通相は、東海道新幹線の車いすスペースを、従来の１編成当たり１～２席から６席に増やす意向を表明した。障害者や子ども連れらが対象の多目的室も含めると、１編成当たり計７人が車いすのまま利用できるようになる。スペースの広さやレイアウトを決め、来夏の東京五輪・パラリンピックまでの導入を目指す。

国交省は、北海道・東北、上越、北陸、山陽の各新幹線に関し、１編成当たり４席とすることで障害者団体やJR各社と合意している。東海道新幹線は１編成の車両数が多いため検討中だった。

赤羽氏はこの日、JR東海の大井車両基地（東京都品川区）を訪れ、スペースを６席に増やした試験車両を視察。大型の車いすが乗っても、車内販売ワゴンが支障なく通れることなどを確認した。

JR各社は、国交省が近く改正するバリアフリー基準に沿って、新たな車両の設計を進める。赤羽氏は「（スペース増で）ゆったりできるし、利便性が数段向上する。五輪までに新車両が世に出るようJRと協力したい」と話した。

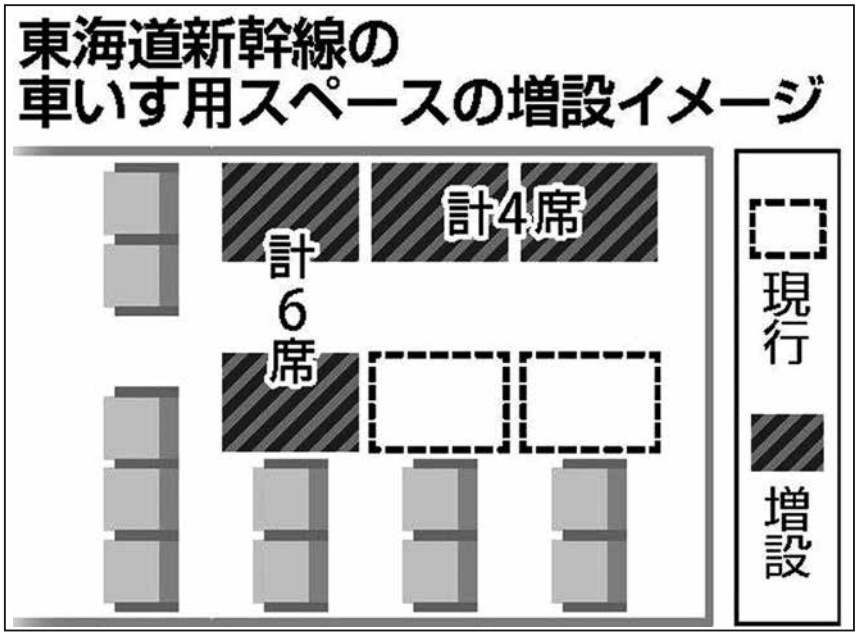

ペットボトルから缶へ
自販機飲料、切り替え拡大
プラごみ削減で動き

海洋プラスチックなど環境問題への意識が高まる中、ペットボトル商品の販売をやめ、缶入りに切り替える動きが広がってきた。プラスチックごみの大量排出国の日本には世界から厳しい目が向けられており、2020年、缶へのシフトが加速する可能性がある。

外国人観光客に人気の東京・お台場の美術館「森ビルデジタルアートミュージアム：エプソン　チームラボボーダレス」。最先端の作品群が広がる館内の一角の静かな休憩スペースに置かれた自販機内の飲料水はアルミ缶入りだ。2019年９月にペットボトルの商品から切り替えた。

チェコから来た男子高校生（18）は「ナイス！プラスチックを使わないのは地球のためにいいことだよ」と好感を持った様子。大阪府豊中市の会社員江崎佐奈さん（34）は「缶の水は初めて。レジ袋の有料化もそうだけど、こうした取り組みが進むといいですね」と期待する。施設の担当者によると、お土産に買っていく人も多いという。

缶は一度開けると閉められないのが弱点だったが、開閉可能なスクリューキャップのアルミ缶の登場で弱点を克服。プラごみ削減を追い風に14年以降、アルミ缶の国内年間消費量は200億缶の大台を超えて推移している。リサイクル率も９割超で、利便性と環境性を兼ね備えた容器として評価されているようだ。

動きは官民で広がる。鎌倉市は19年、庁舎内の自販機でペットボトルの扱いをやめ、缶や紙コップの商品に変更した。大阪府豊中市も同様だ。

富士通は社内の自販機1500台でペット飲料の販売を19年いっぱいで終了した。今年３月までに国内のグループ会社でも対応を終える。年間約700万本のペットボトルが削減可能という。

国連環境計画（UNEP）によると、日本の国民１人当たりのプラスチック容器ごみの排出量は年間約32㌔で、米国に次いで世界２位。削減に向けた実効性のある取り組みが迫られている。

◆プラスチックごみ

ペットボトルやレジ袋、食品の包装材といったプラスチック製品の廃棄ごみで、国内の排出量は年間約900万㌧。回収後はペットボトルの原料やフリース素材、発電用燃料などに大半が有効活用されている。不法投棄によって一部がプラスチックごみとして海に流出し、海洋生物がのみ込むなど生態系に悪影響が出ており、世界的な環境問題になっている。

各国から日本出遅れ

海外ではごみを少なくして環境を守ろうと、多くの国がレジ袋などのプラスチックを減らす取り組みに熱心です。レジ袋有料化を始めたばかりの日本は出遅れています。

中国では2008年に使い捨てにされやすい薄いレジ袋の生産や販売を禁止。イギリスは15年に使い捨てのレジ袋を有料化し、フランスも15年に使い捨てレジ袋などの使用を禁止しました。

日本は国民１人当たりのレジ袋などのプラスチックごみを出す量が年間約32㌔とアメリカに続き世界２位。このままでは世界各国から、日本はプラごみをたくさん出すのに、ごみを減らす努力が足りないと思われます。

日本のプラごみの大半は燃やされ、地球温暖化の原因となる二酸化炭素（CO_2）を出しています。今後はごみ減らしとともに、ごみからプラスチックを生み出すリサイクルの努力もいっそう求められます。

日常から意識高めよう
プラごみ削減

プラスチックごみによる海洋汚染を食い止める目的でレジ袋の有料化が始まった。今回の有料化は消費者にプラごみ削減を促すための象徴という意味合いが強い。

日本のプラごみのうちレジ袋が占める割合は２％にすぎず、この取り組みだけでプラご

みが大幅に削減されるわけではない。本当の狙いは消費者のライフスタイルの見直しにつなげることにある。

しかし現状の関心はレジ袋有料化という目の前の事象だけに終始してはいないか。ペットボトルや食品の梱包フィルムといった使い捨てのプラスチック製品について、あらためて考えるきっかけにしたい。

プラスチックは成形しやすく、安価で軽くて丈夫という特性を持った非常に便利な素材で、さまざまな分野で身近に使われている。それゆえに廃棄される量も多く、国内におけるプラごみの排出量は年間900万㌧に上る。

回収後は大半がペットボトルの原料やフリース素材、発電用燃料などに有効活用されているが、不法投棄によって一部がプラごみとして海に流出し、海洋生物がのみ込むなど生態系に悪影響が出ている。

特に直径5㍉以下のマイクロプラスチックによる海洋汚染は深刻な問題となっており、昨年6月の20カ国・地域(G20) エネルギー・環境相会合で、海のプラごみ削減に向けて国際的な枠組みを構築することで各国が合意に至った。そうした経緯を再確認すべきだろう。

日本のレジ袋有料化は、このG20会合に合わせて政府がまとめた「プラスチック資源循環戦略」の中で打ち出されたものだ。有料化により消費者の意識を変えてもらうとともに、資源化に必要な分別回収・リサイクルの徹底を図る。こうした施策によりプラごみ排出量を2030年までに25%削減する。有料化はその目標を達成するための手段の一つにすぎないことを思い起こしたい。

手段と目的を履き違えていては海洋環境の改善は難しい。買い物という日常の行動を通じて地球規模の問題を共有し、消費者である私たち一人一人が意識を高めることが求められている。

レジ袋有料化
プラごみ削減の一歩に

レジ袋の有料化が7月から始まった。プラスチックごみによる海洋汚染の深刻化が背景にある。

世界各国がレジ袋禁止などの規制に動く中、遅まきながら一歩を踏み出した。だが対象になるのは、日本のプラごみ排出量全体の数%にすぎない。ペットボトルを含む使い捨てプラの総量を抑制し、循環型社会へかじを切る一歩にしたい。

それには、まず消費者一人一人が日常生活を見直し、できるところから減量を始めよう。

レジ袋は軽いために海に流出しやすく、回収やリサイクルも難しい。劣化して微粒子状のマイクロプラスチックになれば、有害物質を付着させ、魚介類に被害を与え、食品汚染を招きかねない。

日本の有料化方針は昨年5月に掲げられたが、世界では100カ国以上がなんらかの規制をしており、出遅れは否めなかった。問題は、決定を急いだためか、有料化を除外される製品が大きな議論もなく決まってしまったことだろう。自然界で分解される生分解性プラスチックなどの袋を日本は代替品として推奨するが、国連環境計画（UNEP）は先頃、環境負荷低減効果が薄く、代替品として懸念を示す報告書をまとめた。国には至急精査し対応してもらいたい。

日本のプラごみの1人当たり排出量は米国に次いで2番目に多い。年間総量は約900万㌧とされ、うち約400万㌧が各種の袋やペットボトルなどの使い捨てだ。

プラごみは燃やすことでも地球温暖化を加速させかねないとされる。今後は、製造から廃棄までをつなげて減量化を図っていくべきだろう。欧州では、環境中に散らばった物質を回収する費用まで生産者責任を拡大しているという。日本でも、そうした循環型の仕組みづくりが求められる。

コロナ禍にあって、衛生上の観点から使い捨てプラ製品への揺り戻しも起きているが、世界の環境問題の潮流が変わることはあるまい。

日本でもレジ袋の受け取りを辞退する人は確実に増えている。有料化は、その動きを後押しするものといっていい。全体像を見失うことなく一歩一歩進んでいきたいものだ。

万華鏡 16 コロナを生き抜く障害者の思想②

千葉県支部 出口 臥龍

五月末には、いったん鎮静化したかに見えたコロナ禍だが、七月に入るや、また急激な曲線を描いて感染者が増えだした。報道では「飲食店」としか出ないが、これはもう明らかに風俗店だろう。政府がお触れをだそうが、知事さんが呼びかけようが、ヤンチャな若者たちが、「はい、そうですか」なんて聞き入れようはずもない。そもそもパトカーとカーチェイスをやらかすような連中の心情を、行政のエライさんはまったくわかっちゃいない◆看護師やヘルパーさんなど十数人の人たちが我が家に出入りしている。一人「コロナなんてインフルエンザと変わらない」と豪語する男性ヘルパーがいる。こういう人もヤンチャ青年と同様に危険だ。こんこんと諭すのだが、分かってくれているのかどうか。重度障害のうえ老老介護なので、介護を受ける立場としては協力を仰がざるを得ない。ここが難しいところだ。立ち入ったことだが、皆さんに家族構成までお訊きしている。品行方正な娘さんでも、友達の友達がヤンチャでないとは言い切れない◆「三密」はやむを得ないとしても、みずからクラスターの発生源になるのはごめんだ。自己防衛に徹することこそ、もっとも安全な道ではないかと思っているのだが……。

令和２年７月豪雨災害支援金のお願い

本年７月３日から熊本県を中心に九州や中部地方など日本各地において集中豪雨が発生しました。熊本県南部を中心に死者数は60人以上になっています。被災された皆様にはお悔やみ申し上げます。当会においても支援金のお願いをしています。

〔記〕

【お振込先】

１、銀行振り込みは……三井住友銀行　葛西支店
普通　４７５７６６０
口 座 名……公益社団法人　全国脊髄損傷者連合会　宛へ

２、郵便振替は……００１１０－２－１７００７６
加入者名……公益社団法人　全国脊髄損傷者連合会　宛へ

また今後も全国各地で災害が発生したときのために継続的に支援金の募集をさせて頂くことになりました。皆様からのご協力を心よりお願い申し上げます。

代表理事　大濱　　眞

1977.12.3 第3種郵便物認可
(発行日)2020.9.15 SSKP 通巻第7503号

組織部報告９月

●新入会員
該当なし

●死亡退会
該当なし

＜編集後記＞

編集後記の文章を作成中に安倍首相が辞任する意向のニュースが飛び込んできました。憲政史上最長の政権として様々な課題に取り組んで、日本のリーダーとしてその重責を全うされていました。もちろん様々な批判もありましたが、リーダーはそういうものだと私は思っています。2012年に安倍首相が就任されてから障害福祉分野における予算は8,406億円でしたが、2019年度には15,037億円とほぼ倍増しています。JR東海の新型新幹線の車椅子席は６席となりました。今までは２席だったので３倍増です！　昨年の山形県総会では大変苦労したミニ新幹線と言われている東北新幹線も改善されていく予定となっています。こうしたことからも安倍内閣は障害福祉分野においても功績を残されたといえるでしょう。

障害当事者の私が言うのだから間違いないのですが「健康が一番」です。今はご自身の体調回復に専念して頂きたいと思っています。ありがとうございました。

今年は新型コロナウイルスの影響や長期政権だった安倍内閣の終幕など時代が大きく変わる節目の年になりそうです。この脊損ニュースが皆様に届く頃には新しい内閣総理大臣が決まっていて新しい時代の到来です。withコロナの世界、新しい生活様式の中で全国脊髄損傷者連合会の新しいピアサポート活動の形を皆さんと考えていければと思っています。（安）

原稿をお寄せください

各支部で発行する機関紙に掲載された研修会や行事の報告等をお寄せください。また、会員の皆様で、旅行記や意見、エッセイなどの原稿も、本部へお寄せください。役立つ情報を共有したいと思います。あわせて支部機関誌も本部にお送りください。参考にさせていただきます。

私小説、ご自分の研究報告、体験談など多彩な原稿をお寄せください。

また、以前に利用したホテルなどの情報もお寄せください。

お待ちしています。

全国脊髄損傷者連合会支部所在地一覧　2020年6月18日現在

	支部長名	支部名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号
	大濵　眞	本部	152-0034	東京都目黒区緑が丘2-15-14　村上ビル102	03-6421-4588	03-6421-4665
1a	廣島雄偉	北海道	072-0822	北海道美唄市南美唄町大通５丁目	0126-63-4650	0126-63-4650
1b	竹田　保	札幌	065-0014	北海道札幌市東区北14条東14丁目2-5　光星ビル	011-748-6220	011-748-6221
2	山田憲史	青森県	038-1305	青森県青森市浪岡大字杉沢字井ノ下76-17　石橋美智夫方	0172-78-2429	0172-78-2429
3	日當万一	岩手県	020-0831	岩手県盛岡市三本柳8-1-3　ふれあいランド岩手　内	019-637-8001	019-637-8001
4	三浦重泰	宮城県	983-0836	宮城県仙台市宮城野区幸町4-6-2　宮城県障害者福祉センター	022-293-5503	022-205-1623
5	小森一昭	秋田県	010-0922	秋田県秋田市旭北栄町1-5　秋田県心身障害者総合福祉センター内　全脊連	018-896-7750	018-896-7750
6	中島幸生	山形県	990-2471	山形県山形市羽黒堂475-3　高橋玲子方	023-643-7277	023-643-7277
7		福島県		設立準備中		
8	稲田康二	茨城県	310-0905	茨城県水戸市石川2-4060-3　館ハイツ	029-252-8486	029-252-8487
9	佐々木清美	栃木県	321-3322	栃木県芳賀郡芳賀町東水沼1931-5	028-677-0676	028-677-0676
10	飯塚智宏	群馬県	379-2144	群馬県前橋市下川町8-3	027-265-6580	027-265-6580
11	下重敏子	埼玉県	350-0011	埼玉県川越市久下戸3387-5　菊地方	090-6108-1666	049-293-9898
12	飯岡秀之	千葉県	285-0831	千葉県佐倉市染井野5-42-7	050-3634-7257	
13	祐成常久	東京都	124-0025	東京都葛飾区西新小岩1-1-2-207	03-6323-9288	03-6323-9288
14	赤城喜久代	神奈川県	252-0207	神奈川県相模原市中央区矢部新町１番9-101号	042-852-3525	042-852-3525
15		新潟県		設立準備中		
16	土谷　勉	富山県	934-0033	富山県射水市新片町5-118	0766-86-2766	0766-86-2766
17	田中弘幸	石川県	921-8064	石川県金沢市八日市４丁目403番地　八日市住宅108号	076-240-6980	076-240-6980
18	黒田泰弘	福井県	919-0474	福井県坂井市春江町西太郎丸3-16-4　竹下輝政方	0776-51-4750	0776-51-4750
19	小林文彦	山梨県	405-0001	山梨県山梨市西60藤ノ木団地347号　金子一洋方	055-322-7377	055-326-3693
20	玉木一成	長野県	380-0928	長野県長野市若里５丁目14番3-109号　若里西町団地	026-223-0222	026-223-0222
21	早矢仕幸男	岐阜県	501-2105	岐阜県山県市高富720-28	0581-22-4866	0581-22-4866
22		静岡県		設立準備中		
23	吉田憲司	中部	490-1102	愛知県あま市石作北浦102-1	052-441-7867	052-441-7867
24	松田靖利	三重県	510-0244	三重県鈴鹿市白子町2989-5	059-386-9733	059-368-2700
25	前野　奨	滋賀県	525-0034	滋賀県草津市草津３丁目14-40	077-569-5111	077-569-5177
26	山本英嗣	京都府	621-0043	京都府亀岡市千代川町小林下戸32-10	0771-20-2319	0771-20-2319
27	羽藤　隆	大阪府	530-0015	大阪府大阪市北区中崎西２丁目３番36号　猿木方	06-6371-3831	06-6371-4854
28	三戸呂克美	兵庫県	674-0068	兵庫県明石市大久保町ゆりのき通2-3-5　サウススクエア1-205	078-934-6450	078-934-6450
29	平岡俊二	奈良県	637-0006	奈良県五條市岡口1-8-21	090-3659-7308	
30	上道廣己	和歌山県	649-1443	和歌山県日高郡日高川町和佐2223-5　障害者ピアサポートセンター内	0738-53-8068	0738-53-8069
31	福永幸男	山陰	682-0946	鳥取県倉吉市横田497	090-1359-6488	0858-28-0097
32		島根県		設立準備中		
33	珍行美貴夫	岡山県	711-0903	岡山県倉敷市児島田の口7-7-4	086-477-6880	086-470-1018
34	高森　誠	広島県	730-0813	広島県広島市中区住吉町21-4　パークヒルズ住吉町301号	082-258-3315	082-258-3315
35		山口県		設立準備中		
36	西原健一	高知県	780-8040	高知県高知市神田2527-4	090-7570-5091	088-831-4412
37	毛利公一	香川県	768-0104	香川県三豊市山本町神田1223　長谷川　奨方	0875-63-3281	
38	井谷重人	愛媛県	790-0054	愛媛県松山市道後北代10-37　アドラーブル道後202号	090-2891-0941	089-989-7420
39		徳島県		設立準備中		
40	藤田幸廣	福岡県	816-0804	福岡県春日市原町3-1-7　福岡県総合福祉センター6F	092-592-4528	092-592-4528
41		佐賀県		設立準備中		
42		長崎県	857-0134	長崎県佐世保市瀬戸越２丁目５番7-106号　泉福寺住宅８号館蔵屋準方	0956-49-3518	
43	福島光男	熊本県	861-1214	熊本県菊池市泗水町田島597-12　松川健二方	0968-38-7228	0968-38-7228
44	穴見義博	大分県	879-6635	大分県豊後大野市緒方町軸丸2637　高原政寿方	0974-42-2526	0974-42-2602
45	矢野光孝	宮崎県	889-1201	宮崎県児湯郡都農町川北11950-2　黒木久志方	0983-25-1496	0983-25-1496
46	前田　究	鹿児島県	899-5656	鹿児島県姶良市西姶良４丁目3-16　入来院　望方	0995-65-8572	0995-65-8572
47	仲根建作	沖縄県	901-2121	沖縄県浦添市内間5-4-3　ハウジングシーサー101　障がい者ITサポートおきなわ内	098-961-6715	098-961-6716

アイのある技術で、ユニバーサル社会に貢献します。

ニッシン自動車工業は2016年4月より、
”株式会社ミクニ ライフ＆オート”と社名を変更し、新たなスタートを切りました。

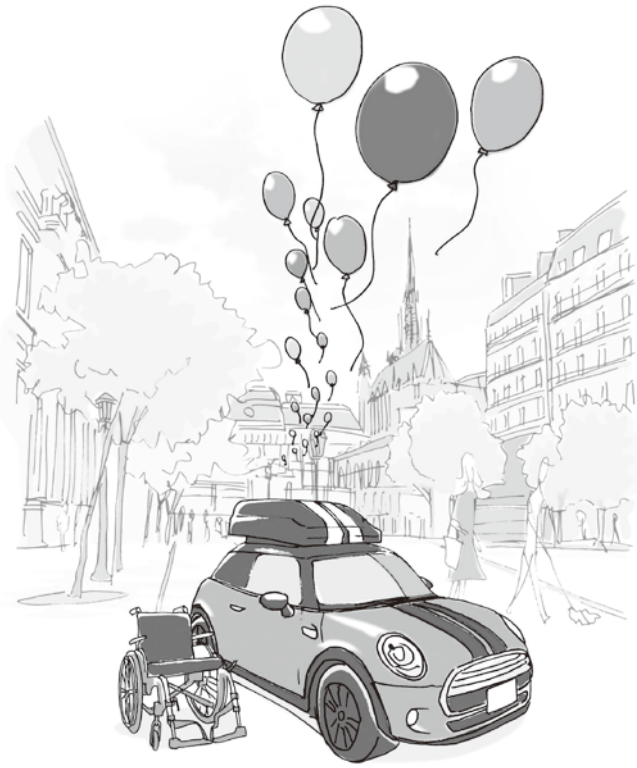

Happy car life

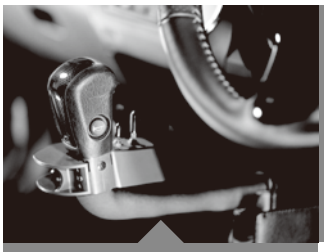

車いすを屋根上へ収納
車いす収納装置
オートボックス

車いすに乗ったまま
スムーズ乗降
リモコン式
乗降用リフト

手でアクセル＆ブレーキ
手動運転装置
APドライブ

車いすの積み降ろしを
サポート
車いす収納装置
ウィンチェア

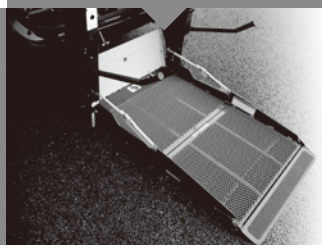

福祉車両総合メーカー

MIKUNI life & auto
Mikuni × Nissin automotive industry

株式会社 ミクニ ライフ＆オート
〒349-1145 埼玉県加須市間口456-1
TEL.0480-72-7221
FAX.0480-72-7223
http://www.nissin-apd.co.jp/

昭和五十二年十二月三日第三種郵便物認可　毎月十八回一・二・三・五・六・七・の日発行
令和二年九月十五日発行　SSKP　通巻第7503号

編集人　東京都目黒区緑が丘2-15-14
（公社）全国脊髄損傷者連合会
発行人　東京都世田谷区祖師谷3-1-17
ヴェルドゥーラ祖師谷102号室
障害者団体定期刊行物協会

頒価五〇〇円
印刷・製本　コロニー印刷